

平成28年度

# 江別市住宅取得支援事業補助金

江別市は 多世代で支えあう家族 子育て(多子)世帯 を応援します！

## 最大50万円を支援

中古住宅・マンションも対象です！



### I. 同居・近居住宅取得補助

住宅を取得

親世帯と  
子世帯が同居

又は

住宅を取得



親世帯と子世帯が近居

住宅取得費用の一部として

**20万円** を助成

さらに！  
プラス！

+

次の条件を満たす場合それを加算

- 転入世帯 10万円
- 多子世帯 10万円
- 市内業者新築 10万円

**最大50万円**

### II. 同居リフォーム補助

市内業者で住宅をリフォーム



親世帯と子世帯が同居

- リフォーム工事費が150万円以上の場合に限ります

リフォーム費用の一部として

**20万円** を助成

さらに！  
プラス！

+

次の条件を満たす場合それを加算

- 転入世帯 10万円
- 多子世帯 10万円

**最大40万円**

### III. 多子世帯住宅取得補助

住宅を取得



多子世帯である

- 多子世帯とは18才未満の子が2人以上いる子育て世帯をいいます

住宅取得費用の一部として

**10万円** を助成

さらに！  
プラス！

+

次の条件を満たす場合それを加算

- 転入世帯 10万円
- 市内業者新築 10万円
- 市内勤務世帯 10万円

**最大40万円**

※補助金の交付には他にも要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

江別市建設部建築指導課 江別市高砂町6番地 市役所別館（建設部）1階  
詳細は江別市ホームページで確認できます。

☎ 011-381-1042  
✉ kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

江別市 住宅取得 支援

検索

# — 江別市住宅取得支援事業補助金のご案内 —

## ■補助の主要な要件と補助内容

※ I～IIIの補助メニューを重複して申請することはできません。

補助メニュー	I. 同居・近居住宅取得補助	II. 同居リフォーム補助	III. 多子世帯住宅取得補助
補助金交付の主要な要件	(1)交付対象者  <input type="checkbox"/> 親世帯と子世帯が市内で同居または近居のために住宅を取得する方	<input type="checkbox"/> 親世帯と子世帯が市内で同居のためにリフォームを行う方	<input type="checkbox"/> 住宅を取得する方で世帯に18歳未満の子が2人以上いる方
	(2)共通要件  <input type="checkbox"/> 住宅の取得または工事に係る契約が平成28年4月1日以降であること。 <input type="checkbox"/> 平成29年3月31日までに入居し、全ての要件を満たせる見込みであること。 <input type="checkbox"/> 世帯員に市税の滞納が無いこと。 <input type="checkbox"/> 世帯員が暴力団員でないこと。		
	(3)住宅の要件  ※新築、建売、中古、戸建て、マンションの別を問いません  <input type="checkbox"/> 新築工事の請負契約、または取得する住宅の売買契約額が500万円以上であること。 <input type="checkbox"/> 交付対象者（リフォームの場合は同居する世帯員を含む。）の所有であり、平成29年3月31日までに登記済みであること。 <input type="checkbox"/> 取得又はリフォームする住宅の床面積が50m <sup>2</sup> 以上であり、建築基準法令等に違反していないこと。  <input type="checkbox"/> 同居の場合は、各世帯の専用居室を備えた住宅であること。	<input type="checkbox"/> リフォーム工事の金額の合計が <b>150万円以上</b> であり、 <b>市内業者</b> による工事であること。	<input type="checkbox"/> 新築工事の請負契約、または取得する住宅の売買契約額が500万円以上であること。
補助内容	上記(1)～(3)に該当する場合、右の額を補助します	基本補助額 <b>20</b> 万円	基本補助額 <b>20</b> 万円
	条件に応じて右の額を基本補助額に加算します	転入加算 <b>10</b> 万円 多子加算 <b>10</b> 万円 市内業者新築加算 <b>10</b> 万円	転入加算 <b>10</b> 万円 多子加算 <b>10</b> 万円 市内業者新築加算 <b>10</b> 万円 市内勤務加算 <b>10</b> 万円
	加算条件	転入加算：市外から転入する世帯があること 多子加算：子世帯に18歳未満の子が2人以上いること 市内業者新築加算：市内建築業者による新築住宅を取得すること 市内勤務加算：市内事業所に1年以上継続勤務していること	

親世帯：子世帯（単身の世帯にあっては、自ら所有する住宅に居住する者に限る。）の世帯主またはその配偶者の父母・祖父母（2親等以内の直系尊属）の世帯（単身の世帯を含む。）をいいます。

近居：親世帯、子世帯それが市内に所有する住宅に自ら居住することをいいます。

